

河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目

第1 目的

「河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目」は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、河川及びダム事業の新規事業採択時の評価を実施するための運用を定め、もって適正に新規事業採択時評価を実施し、河川及びダム事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 評価の対象とする事業の範囲

河川工作物関連応急対策事業、直轄河川維持修繕事業及び直轄堰堤維持事業等の維持修繕事業並びに河川激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る事業を除く以下の事業を対象とする。

- (1) 河川事業
- (2) ダム事業

第3 評価を実施する事業

1. 事業評価の単位の取り方

河川事業における評価実施単位（以下、「評価単位」という。）は、一連の整備効果を発現する区間を基本とする。

ただし、当該評価単位が非常に長大なものとなり一括の評価が困難である場合、同一区間でも整備の目的が異なる場合（例えば、通常改修と内水対策等）等においては、必要に応じて適切に評価単位を分割するものとする。

ダム事業における評価実施単位については、原則として、事業採択の単位とする。

第4 評価の実施及び結果等の公表

1. 河川整備計画の策定・変更手続きの活用について

河川事業及びダム事業における新規事業採択時評価の実施の手続きにあたって河川整備計画の策定・変更を行う場合、その策定・変更の手続きを活用し、関係住民、関係自治体等の意見を適切に新規事業採択時評価に反映させるものとする。

2. 公団施行事業の取り扱い

- (1) 都市基盤整備公団法（平成11年6月16日法律第76号）第37条第1項4号に規定する都市基盤整備公団施行の河川事業の評価においては、都市基盤整備公団は資料の作成に当たって関係地方公共団体と十分な調整、協力をを行うものとする。
- (2) 水資源開発公団施行のダム事業の評価においては、水資源開発公団は資料の作成に当たって関係地方整備局と十分な調整、協力をを行うものとする。

3. 評価に係る資料

評価に係る資料は、本細目第5に定める評価項目について整理した資料とする。なお、必要に応じ資料の追加等ができるものとする。

4. 資料の提出先

評価に係る資料について、直轄事業及び水資源開発公団施行事業（以下、「直轄事業等」という。）は本省河川局担当課（以下、「担当課」という。）に提出するものとし、補助事業及び都市基盤整備公団施行事業（以下、「補助事業等」という。）は当該事業を所管する地方支分部局等（以下、「地方支分部局等」という。）を経由して、担当課に提出するものとする。

但し、地方支分部局等の長が年度予算の支出負担行為の実施計画に関する書類の一部となる計画の作製に係る事務を行う事業（以下、「一括配分に係る事業」という。）について、補助事業等は地方支分部局等に提出するものとし、地方支分部局等は、別紙①により、直轄事業等にあっては予算化等に係る対応方針等を、補助事業等にあっては補助金交付等に係る対応方針等を担当課に送付するものとする。

5. 評価結果、採択箇所等の公表

- (1) 公表は記者発表等により、本省河川局で実施するものとするが、一括配分に係る事業については、本省河川局及び地方支分部局等で実施するものとする。
- (2) 公表時期については、年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後とする。但し、個別箇所で予算内示されるダム事業は、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時とする。
- (3) 公表する内容は以下の通りとする。
 - ①評価手法
 - ②新規事業採択箇所
 - ③評価の考え方及び評価結果 等

第5 評価の方法

1. 河川及びダム事業に関する評価項目

以下に定める項目について、基本的に検討を行うものとするが、個別の事業の特性等に応じて項目を選定するものとする。

- (1) 災害発生時の影響
- (2) 過去の災害実績
- (3) 災害発生の危険度
- (4) 地域開発の状況
- (5) 地域の協力体制
- (6) 事業の緊急度
- (7) 水系上の重要性（河川事業のみ）
- (8) 災害時の情報提供体制
- (9) 関連事業との整合
- (10) 代替案立案等の可能性
- (11) 費用対効果分析 等

なお、河川及びダムの環境整備に係る事業にあっては、上記(4)(5)(6)(9)及び(11)に加え

- (12) 河川環境等をとりまく状況
- (13) 河川及びダム湖等の利用状況 等

2. 評価の手法

新規採択候補事業において、上記評価項目ごとの評価結果を踏まえ、総合的な視点から採択優先度を決定するとともに、予算上の制約条件等を考慮の上、新規採択箇所を決定するものとする。なお、評価項目の一つである費用対効果分析については、別に定める「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定するものとする。

第6 施行

- 1 本細目は、平成13年12月18日から施行する。
- 2 平成10年6月22日に策定された「河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目（建設省河計発第52号）」は廃止する。